

平成24年度事業計画の変更について

平成24年度佐賀県土木建築技術協会事業計画を次のとおり変更する。

平成24年度 事業計画変更

1. 基本方針

当協会は、昭和57年11月に佐賀県及び県内全市町村が出捐し、佐賀県における建設事業に関する技術及び事務の改善向上を図り、佐賀県内における建設事業の振興発展に寄与することを目的に設立された公益法人である。設立より今日まで、建設事業に関する技術研修会の開催や佐賀県及び県内市町村等の公共事業発注に伴う発注者支援事業を実施してきており、平成24年度においても、設立目的に沿い、これらの発注者支援事業を実施していくこととする。

なお、昨年度まで県からの受託事業として実施してきた建築構造計算適合性判定業務は、今年度から県の指定を受けた建築構造計算適合性判定機関として一層の積極的な取り組みを図るとともに、「東日本大震災」等に際しては、災害復旧相互応援に関する取り決めにより宮城県建設センター、新潟県建設技術センターに各1名の職員を派遣しており、今年度も継続して派遣する。

また、数年来の課題である「公益法人制度改革」については、その移行期間の最終日である平成25年11月末も近づいており、「公益財団法人」としての申請を今年度の早い時期に行い、公益財団法人としての認定を目指す。

本年度の主な事業内容は、次のとおりである。

2. 事業内容

(1) 一般会計事業

1. 研修事業

① 技術研修会の開催

建設事業に携わる技術者（地方公共団体職員・建設事業者・民間コンサルタント等）を対象に専門的技術の習得や継続教育を目的とした研修会を開催する。

② 積算システム研修会

建設事業に携わる技術者（地方公共団体職員）を対象に公共工事の積算技術向上を目的とした研修会を開催する。

③ 現地研修会の開催

建設事業に携わる技術者（地方公共団体職員・建設事業者・学生等）を対象に建設技術の向上を目的として佐賀県及び建設業協会と当協会の共催により、現地研修会を開催する。

2. 活動支援事業

① 建設事業に関する各団体の事業活動を支援・参画する。

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ・低平地研究会 | ・佐賀県建設技術協会 |
| ・佐賀県防災エキスパート会 | ・佐賀県住宅行政連絡協議会 |
| ・佐賀の木・家・まちづくり協議会 | ・品質確保検討会 |
| ・木材利用研究会 | ・土木のイメージアップ連絡協議会 |
| ・軟弱地盤研究会 | ・すまいづくりまちづくりセンター連絡協議会 |
| ・有明海再生機構 | ・有明海ぐるりんネット |
| ・住宅・建築関係事業者支援連絡会議 | |

② 建設事業の振興発展に寄与することを目的として、次の助成を行う。

- イ. 低平地に関する研究教育に対する助成（国立大学法人 佐賀大学）
- ロ. その他建設関連事業への助成

(2) 特別会計事業

1. 設計積算等事業

地方公共団体等が施工する公共建設事業に関する設計積算・施工管理及びこれに付帯する調査等の技術補完業務を行う。（建築設計業務を除く）

2. 審査検査評価等事業

地方公共団体等の発注関係事務支援のため、公共建設事業に関する審査・検査等の業務及び公共建設事業入札参加者の総合評価方式による技術的評価等の業務を行う。

3. 積算システム支援事業

地方公共団体等の公共事業積算業務支援のため、公共事業積算システムの提供及び維持管理業務を行う。

4. 下水道台帳管理事業

地方公共団体等の公共下水道関連施設台帳の保守管理業務を行う。

5. 建築構造適合性判定事業

建築物の構造計算に係る適合性判定等業務を行う。

6. 瑕疵担保責任保険事業

住宅の品質・性能について保証する瑕疵担保責任保険加入に伴う現場検査等業務を行う。

7. 建築確認検査事業

建築物等の建築確認・検査業務を行う。

8. 住宅適合証明事業

住宅金融支援機構の証券化支援事業に係る設計検査・現場検査業務を行う。

9. 住宅性能評価事業

住宅性能表示制度に関する住宅性能評価等業務を行う。

10. 材料試験事業

建設材料の品質及び安全性の向上を図るための各種建設材料試験（土質試験・骨材試験・アスファルト試験・鋼材試験・コンクリート試験等）業務を行なう。

11. 研修事業

建設事業の多様化、コスト縮減等の要請に即応した技術者の育成を目的とした建設技術に関する研修業務を行う。

12. 昇降機等報告事業

昇降機等の定期報告済証明書発行業務を行う。

13. 図書販売事業

「佐賀県土木工事他共通仕様書」他の図書販売業務を行う。

14. 団体支援事業

建設事業に関する各種団体の活動支援業務を行う。

平成24年度事業変更（業務追加）

15. 住宅市場技術基盤強化推進事業

国土交通省より補助金の交付を受けて、地域の木造住宅生産を担う大工・工務店の断熱施工技術向上のための省エネ施工技術者講習会を行う。